

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由				
<p>第1章 総則 第2節 組織 (学内施設) 第4条 (略) 2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="134 566 548 726"> <tr> <td>組織及び施設の名称</td> </tr> <tr> <td>卓越リーダー養成機構 <u>(新設)</u></td> </tr> </table>	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構 <u>(新設)</u>	<p>第1章 総則 第2節 組織 (学内施設) 第4条 (略) 2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1030 566 1590 710"> <tr> <td>組織及び施設の名称</td> </tr> <tr> <td>卓越リーダー養成機構 <u>スマートコアファシリティ推進機構</u></td> </tr> </table>	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構 <u>スマートコアファシリティ推進機構</u>	<p>新たに「スマートコアファシリティ推進機構」が設置されることに伴う改正</p>
組織及び施設の名称						
卓越リーダー養成機構 <u>(新設)</u>						
組織及び施設の名称						
卓越リーダー養成機構 <u>スマートコアファシリティ推進機構</u>						

附 則 (令和3年10月13日教規則第7号)
この規則は、令和3年10月13日から施行する。